

## 指導問題等で九州厚生局と懇談

### 指導時における持参物の統一化、補正後 点数の開示等を確認

12月5日(木)、保団連九州ブロック協議会(以下「九州ブロック」と九州厚生局(以下「厚生局」と)との懇談が行われた。この懇談は、指導等に関し、率直な意見交換を行う場として開催されており、今回で11回目を迎えた。

九州厚生局からは、町元宏厚生局長補佐、穴見敬二管理課長補佐より、

医療課長補佐、武田昌弘医療指導監視監査官の3名が出席し、九州ブロックからは役員・事務局25人(本会からは浦・黒木副会長、吉田事務局員)が出席した。冒頭、町元管理課長補佐より、

「我々九州厚生局は、保険医療機関及び保険医の皆様には保険診療制度への理解と充実のために様々な機会を通じた取り組みに努めている。この懇談会もその一助になればと思っているので、ご理解とご協力をお願いしたい」と挨拶があった。

懇談に際し、九州ブロックから事前に、①今年度の個別指導、適時調査の実施要領に変更点はあるか、②個別指導時における歯科の事前提出書類に自費診療分の記載を求められるのはなぜか、③個別指導時に持参物の不足による中断はないとの理解でよいか、④個別指導後の措置の判定基準は具体的にどのような点を基に判断しているか、⑤個別指導後の措置の「経過観察」の期間及び確認方法を示してほしい、⑥歯科施設基準のために保険医協会が開催した研修会について、貴局に事前に資料を提出し了解を

得る必要があるか、など16項目の質問・要望を文書にて提出していた。当日はこれらの質問への厚生局からの回答、九州ブロックからの追加質問及び意見交換が行われた。

厚生局からは、①実施要領に変更はないが、今年度から九州管内にて特定共同指導に準じて個別指導時の持参物を統一した、②歯科は自費診療の割合が多く、保険診療から自費診療への移行も多々あるため参考として記載を求めている、③持参物が不足し指導に支障を来た場合はスタッフに取りに行かせる等して持参してもらうことで差し支えないが、指導時間内に持参物の確認ができない場合は中断することもあり得る、④指摘事項の多寡だけの判断はしていない。例えば医学管理料においてカルテ記載の漏れの件数が多い場合などは重大な問題と捉えている、⑤指導結果の内容に応じて判断するため、件数や期間は一概には答えられない、⑥事前提出を義務付けるものではな

い。研修内容を充実していただきたい、などの回答があった。

その他、指導等の選定における類型区分において、在宅医療を行う医療機関は平均点数が上がることは必ずなので、診療科に関係なく「在宅医療を行う医療機関」の類型区分を設けられないか、また高点数を理由とした選定の見直しに関する議論は行われているか、との質問には「在宅の類型区分については、指導監査室長の事務連絡で示されているため、厚生局独自の取り扱いはできない。選定については指導大綱に基づいて実施している。要望があったことは本省に伝える」との回答があった。

さらに複数の県において個別指導後の結果通知の発出時期が2カ月を超えるなど長期化している点については「各県諸事情があって遅れていることもあるので、今後も早期発出を各県の事務所に周知したい」との回答にとどまった。これに対しては、結果が出るまで医

療機関には精神的負担もあるため早期発出をしていただきたい旨、改めて要望した。

また、過去の懇談で「要望として承る」と回答のあった、平均点数の算出において院外・院内処方の方格差を調整する補正点数の開示については、「補正後のデータが本省から送られてくるため、補正点数表を作成する必要性が無い。2017年度から九州厚生局のホームページに診療科別平均点一覧表(補正後)を掲載している。また各県の事務所へ問合せいただいた場合には、個別に平均点数(補正後)をお答えすることができることになっていく。」と回答があった。

そのほかにも様々な意見交換を行った。懇談の質疑応答についての詳細は後日掲載予定であるのでご確認いただきたい。

(文責：保団連九州  
ブロック協議会)



11回目となった九州厚生局との懇談(福岡協会会議室)